

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会
開催日時	令和2年8月25日(火)10時00分から11時16分まで
開催場所	社公民館 2階 研修室
議長の氏名 (委員長 田中寿一)	
出席及び欠席委員の氏名	
(出席委員)	
	吉川芳則委員、田中寿一委員、藤原哲史委員、橋本喜貴委員、柳隆之委員、 荒木勉委員、竹内守男委員、藤本貴樹委員、南中輝代委員、井村重文委員、 丸山正人委員
(欠席委員)	
	村上昌弘委員
説明のため出席した者の職氏名	なし
出席した事務局職員の職名	
	教育長 藤本謙造
<教育振興部>	
	教育総務課長 菅野勇一、学校給食センター長 簗田順子、生涯学習課長 長田徹、 中央図書館長 田中美紀子、教育総務課副課長 徳岡あけみ、 教育総務課主事 高橋奈那子
<こども未来部>	
	こども未来部長 広西英二、参事兼学校教育課長 後藤浩美、 小中一貫教育推進室長 柴崎俊之、青少年センター所長 花田和典、 発達サポートセンター所長 片嶋美紀、こども教育課副課長 壺井初美
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	
【議題、会議結果】	
(1) 会議録署名委員の指名	委員長が議事録署名委員として、藤原委員と井村委員を指名した。
(2) 第3期加東市教育振興基本計画の骨子案について	事務局から資料1～2に基づき説明。
(3) 基本理念と基本方針、施策体系について	事務局から資料3～5に基づき説明。
(4) 全般的な意見交換	事務局からの説明に基づき、計画の基本理念と基本方針、施策体系案等に関する質疑応答を含め、第3期計画の施策体系等について議論をした。

【会議の経過】

別紙、「令和2年度第3期加東市教育振興基本計画策定委員会 会議の経過」のとおり

【資料】

- 資料1 第3期加東市教育振興基本計画の骨子について（案）
- 資料2 第2期加東市教育振興基本計画における課題
- 資料3 第3期計画の基本理念と基本方針について（案）
- 資料4 第3期計画の施策体系について（案）
- 資料5 施策体系<第2期計画と第3期計画の対比>

令和2年10月2日

署名人 井村重文

署名人 藤原哲史

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

(委員長)

議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。

第1回目の会議録については署名委員の指名をしておりませんでしたので、事務局を通してお願いしています。1回目は、吉川委員と丸山委員にお願いしました。既に確認の上、署名をいただいています。

2回目以降については、席順で指名いたします。2回目は藤原委員、井村委員、3回目は橋本委員、南中委員という順でお願いします。本日は2回目ですので、藤原委員と井村委員に署名委員をお願いします。

会議録の確認については、事務局からメールまたは書面で行いますので、よろしくお願いいたします。

4. 議題

(1) 第3期加東市教育振興基本計画の骨子案について

(委員長)

それでは、次第に沿って進めます。議題1、第3期加東市教育振興基本計画の骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

○資料1及び資料2に基づき説明

(2) 基本理念と基本方針、施策体系について

(委員長)

資料1、資料2について説明がありましたが、議題2も関連して説明してもらわないとわからないところもありますので、続けて議題2も事務局から説明の後、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。

(事務局)

○資料3から資料5に基づき説明

(委員長)

第2期計画と第3期計画の基本方針のまとめ方については、5つの視点を3つにまとめていただいているようです。それについても、またご意見をいただけたらと思います。

質問をお受けしたいと思います。まず、資料1は骨子についての提案でした。このことについて、ご質問はありますか。

－質問なし－

(委員長)

続けて、資料2は第2期計画の課題についてまとめていただいています。ご質問はありますか。

(委員)

3番の「かとう学」とは、どういうことを意味しているのですか。

(事務局)

ふるさと学習として、地域の遺産や加東市の産業など、加東市を題材にした学習を進めていくために、「かとう学」という副読本を作成しています。来年度から印刷して配付する予定です。それをいろいろな教科で活用しながら、加東市のことを学んでいくものです。

(委員)

小学校、中学校等に配付するということですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

ほか、よろしいですか。

(委員)

「かとう学」は、小・中学校を対象としたふるさと学習で、教科横断型であるということで、非常に良いことだと思います。生涯学習の点から、人生100年という言葉が出てきているように、個人的にも「かとう学」に興味があります。副読本は、一般の大人が手に入れることはできないのか、または、そういう講座が将来的に設定されるのか、講座を設定してもらえれば有難いという希望を持っておられる方も、市民の中にいらっしゃるのではないかと思います。

もう1点は、図書館サービスの件です。私もよく利用しておりますが、高齢の父親がおり、私が代わりに本を借りに行きます。これが独居老人であればどうなるのか、常日頃、不安視していました。資料2に「高齢者等、図書館利用に困難を感じておられる方に対してもサービスを提供することが課題」と取り上げられています。今の課題は具体的にどういうもので、それに対してどのように対処しようと考えておられるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

「かとう学」の具体的な運用については、今後、前向きに検討してまいりたいと思います。

(事務局)

高齢者のご家族の方が代わりに来られている場合は良いのですが、交通手段がなくて来られない方もおられます。そういう方に対してどのようなサービスができるのか、今後考えていきたいと思えます。

(委員長)

それでは、資料3～5について、まずご質問だけ受け、ご意見等は後ほどお伺いしたいと思えます。

(委員)

基本理念の文言についてです。副題の「学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！」の「学びから」は、日本語として違和感があります。「学びから」とは、どういう意味か確認しておきたいです。

(事務局)

学びにも色々な学びがあります。これを考えた時に、やはり「豊かな学び」が基本的にあるだろうという思いがあり、「豊かな学びから」ということで「から」を付けましたが、変更案についてご意見がございましたらお願いします。「豊かな学びから」でないと、新たな自分づくりや地域づくりは難しいだろうという思いがあり、そこに「から」を考えたということです。

(委員)

わかりました。ただ第2期計画もこれでいっていますので、今さら変更することに問題があるなら、解釈はそうだと踏襲してもよいと思うのですが、日本語として落ち着いた感はない感は否めません。

(委員長)

今のご意見は、第2期計画が出た際に耳にした言葉の課題ですので、十分な説明が必要ではないかと思えます。

他にご質問はありますか。

(委員)

第2期と第3期の対比ですが、基本方針を5点から3点に再編成された中で、従来の人権教育の啓発の部分、社会教育における人権教育は、第3期の中のどこに反映されているのですか。先ほどの説明では、「q・r」で示している「豊かな心」の育成は、学校教育の部分に入っていると思えます。社会教育における人権教育は、どのような位置づけか、お聞かせください。

(事務局)

第2期計画では、人権教育課が教育委員会事務局にあり、人権教育、男女共同参画を所管していました。人権については、加東市人権尊重のまちづくり基本計画がございいます。男女共同参画プランも別でございいます。今は人権協働課として市長部局に移っておりますので、そこで計画を進めています。その観点から、こちらでは学校での「豊かな心」の育成として、人権教育に係る部分を取り上げています。あと、幼児教育で「豊かな心」を育むということで取り上げています。

(委員)

資料1の計画の対象の中に、「学校教育、社会教育を対象とします」と掲げてあります。あえて社会教育における人権教育、啓発推進を省かれたことが、どうなのかと思います。この「豊かな心の育成」の中の人権教育の推進に、従来の加東市人権・同和教育研究協議会において人権教育が進められています。その組織の中にいわゆる社会教育団体の方々の学びも位置づけられていますので、そのあたりと整合性があれば良いのですが、あえて外されていることが気になりました。

(委員長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

人権については、先ほど説明しましたように市長部局の構成が変わり、加東市人権尊重のまちづくり基本計画がありますので重複しないように外しました。整合性を図っているつもりではいますが、再度、矛盾点がないか確認したいと思います。

(委員)

関連するのですが、資料4で基本方針(案)が3つあり、その次に基本的方向(案)、施策(案)となります。この施策(案)は、そのまま実践のレベルのことが書いてあるのですか。例えば、「地域の特色を生かしたカリキュラムの作成と実践」とあります。その実践の中味が全部基本計画の中に出てくるのですか。そういうイメージで(案)と書いてあるのですか。これが全てですか、それとも今から具体的に作るということですか。

(事務局)

この施策の中味については、資料1の計画骨子案でみると、具体的な取組のところであげていく内容になると思っています。

(委員)

第4章ですか。

(事務局)

はい。第4章の中です。

(委員)

第4章は、どこで作られるのですか。

(事務局)

次回が素案の提示になっていますので、そこで検討していただきます。

(委員)

先ほど委員がおっしゃった地域社会、学校外での人権教育のねらいと、学校の中での人

権教育のねらいは自ずと違います。学校教育のベースは評価基準です。悪いことをしてはダメ、人の嫌がることはダメ、そういうことを徹底して教えていきます。地域社会では、同じことをしても嫌がったり嫌がらなかったりします。嫌がることは、人によっても場によっても違います。そういうことを重ねて学ぶのが地域社会のねらいとしての人権教育のベースです。基本方針5つを3つにしたこと自体はおかしいとは決して思いませんが、それを「豊かな心」の中に入れましたという説明では具合が悪い。資料5のⅢ「人生100年時代の到来を見すえた～」という基本方針の中にも「豊かな心」の部分が出てこない、基本計画そのものが学校教育できています。学校教育と社会教育は違うということを資料1で言っていると思います。基本方針を3つに減らしましたが、学校外教育がイメージ的にありません。ですから、先ほど整合性の確認があったのだと思います。

基本計画では、学校で学ぶことと地域で学ぶこととの違いを明確にしておく必要があるのではないですか。例えば、資料2の基本方針③の「地域と学校の協働体制の構築」は非常に大事です。「地域の学校」という学校に対して全てが協力するという局面と、「地域が学校」という局面、地域が学校の肩代わりをするので、学校も応援をお願いするというお互いの協働があります。そこを加東市として先頭を走ってもらえたらと思います。例えば、資料3の裏面のイメージ図、「学校」「地域社会」「家庭」の中に「連携・協働」があります。これは今スタートなので別々ですが、これから協働が円滑にいけばいくほど一つのボールとなって転がっていく。この基本計画を誰が読まれて、どういう形で利用されるのか、この場で共通理解をした上で作成したほうが良いと思います。

第4章で具体的に書いていくのが測定基準です。これが2～3月の評価の資料となって出てくれば、5年の成果が取れる、というイメージです。

(委員長)

市の総合計画との関連もございしますが、市全体の枠組みの中で捉えていこうと思えば、市長部局、教育委員会部局という部局は関係なく、教育全体の枠組みの中で円滑に教育が回っていくようにするのが良いのではないかというご意見だと思います。その評価も含めて第4章でより具体的になっていけば、生きた教育振興計画になっていくと思います。そのあたりも踏まえながら、第3期計画ができあがっていけばと思います。

その他、ご意見も含めてお伺いできればと思います。

(委員)

資料4の黄色で塗られた部分は、何でしょうか。説明がなかったように思います。

(事務局)

資料4の右端の番号と★印が入っているところに色を付けています。第2期計画の課題を解決するための施策や基本的な方向ということで色を付けています。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

1つ確認をしたいと思います。

資料4の基本方針のⅡです。基本的方向の(1)、「学校の組織力及び教職員の資質能力の向上」に「教職員研修の充実」「情報共有による生徒指導の充実」「教職員の働きがいのある職場づくり」と書いてあるのですが、小中一貫教育を踏まえた認識の中で、どのような

教職員の研修の充実を図ろうとされているのか。また、2つ目の「情報共有による生徒指導の充実」の情報共有は基本中の基本です。一つずれると学校現場が崩壊状態になることも考えられます。3つ目の「教職員の働きがいのある職場づくり」は、今後、小中一貫教育を進めていく中で管理職の減などについて、色々な形で現場からの声を聴くこともあります。やる気がなくなったということも含めながら、この3つの施策案について具体的に小中一貫教育に向けた特別な思いがあるようでしたらお答えいただけると有難いと思います。

(委員長)

具体的な取組や評価についてはまた次回提案があると思いますが、今話せる範囲でありましたらお願いします。

(事務局)

まず、研修についてです。教職員のキャリアステージに応じた研修を一つ考えています。それから、もちろんその時々々の教育課題、小中一貫教育も大きな教育課題ですので、そのあたりについて具体的に考えています。

それから、②の「情報共有による生徒指導の充実」です。「協働体制、チーム学校の確立」のほうが生徒指導だけに関わらず色々なことを包括できるので表現としては良いかもしれないと内部で話しています。いじめ、不登校、ネットの問題、子ども達の学級集団づくりの充実を具体的に考えています。

③の「教職員の働きがいのある職場づくり」です。これまで「業務改善の推進」という表現でした。そこからもう少し前向きに、先生達が余裕を持ってこんなことをやろうと思っていけるような学校の環境づくり、もちろん業務改善も含むのですが、ハラスメントの防止、メンタルヘルス等も含めた具体的取組について、今後、更に検討していきたいと思っています。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

質問です。施策の番号がありますが、施策に序列があるのですか。例えば、基本方針Ⅰの基本的方向(2)の施策③「子どもの主体性・創造性を高める活動の推進」は、キャリア教育やふるさと学習を包括するような大きな概念です。それが一番下の③にきているので、あまり序列は関係ないのかなと思うのですが、例えば、その上の「(1) 確かな学力」の「②学力向上の推進」は学校教育のレベルと考えているのですが、それよりも先ほどから話題になっている「地域の特色を生かしたカリキュラムの作成～」が上にきています。カリキュラムは全体としては一番大きな概念でしょうけど、「地域の特色を生かした」と特化されてきます。そうすると、概念としては「学力向上」のほうが上という感じがします。配列の序列があるのかどうか確認させてください。

(事務局)

①が一番上という序列の概念はありません。

(委員)

私の思いを述べたいと思います。今まで学校・家庭・地域社会と言ってきましたが、よく考えると地域社会の中に各家庭があり、地域社会と学校がいくらか重なっているのではないかと、頭の中が混乱しています。

それから高齢者のことが気になりますが、この頃は、新型コロナウイルスの関係で集会するにしても活動するにしても上手く活動できません。計画も影響すると思いますので、先を見据えて余裕を持った書き方があれば良いと思います。

(委員長)

委員からはそういう思いということで、余裕を持った計画にしてほしいとのご意見でした。

他ありませんか。

(委員)

資料5に青で線がありますが、これは関係するということですね。

それと、(5)の「インクルーシブ教育」の意味がもう一つわかりません。それと、それは第2期計画の「特別支援教育の充実」から青い線が入ってきています。インクルーシブ教育について、お聞きしたいと思います。

(委員長)

資料5の青い線の説明と言葉の説明をお願いします。

(事務局)

まず、資料5の青い線ですが、左が第2期計画、右が第3期計画です。一つの例として、左側から右側へ移りましたということです。具体的な例として青い線を引いています。左の基本的方向の小文字のアルファベットが、右側の基本的方向の欄に移っていますので、左から右へ移ったということでこの矢印を付けています。

(委員)

同じではなく変化はしているということですか。

(事務局)

全く同じというわけではないです。

(事務局)

「インクルーシブ教育の充実」ですが、以前からありますが特別支援教育ということで、支援が必要な子ども達に支援をしながら教育の充実を図ることが大事です。障害がある子どもない子ども一緒に教育をしていこうという方向性があります。障害がない子ども達の中で障害を持った子ども達に合理的な配慮をして、学びづらさを取り除きながら、一緒に教育を進めていこうというのが、「インクルーシブ教育」の概念です。今後、そういう観点で教育を充実させたいという表現です。

(委員)

今、「インクルーシブ」という言葉が教育関係で出てきているのですね。特別支援教育

のことかと思いましたが、あまり聞き慣れなかったので確認させていただきました。

(委員)

もう1点確認です。資料4の「第3期の重点テーマ」の2つ目に「自立して力強く生き抜く力」の育成」とあります。もう一つ漢字で「自律」という言葉がありますよね。この「自律」はどこかに要りませんか。

例えば、それは、「豊かな心」の中に入っているのですか。小中一貫教育をスタートさせるにあたって、子どもが減ってきてセルフコントロールの力が脆弱になる可能性があります。人数を増やしたマスの中で切磋琢磨したほうが、セルフコントロールの力は付くだろうというのが一貫教育を進めていく一つのメリットとして上がっていたと思います。そのことを意識すれば、どこかで「自律」という部分があると良いと思います。

それともう1点。その上の「人権文化」は、非常に良い言葉だと思います。「人権文化に満ちた」とありますが、誰かが満たしてくれるのですが、それとも4万人が一生懸命満たせるようにするのですか。満たす生涯学習なのか、誰かが満たしてくれている中で生涯学習なのか。どちらのイメージですか。「満たそうとして」というイメージで取り組めるような概念で行けたらよいかと思います。

(委員長)

まず「自立」ですが、もう一つの「自律」の考え方も必ず入れてほしいというご意見として伺いさせてもらえればと思います。

「人権文化」について、満たしてもらおうのか満たすのかという概念も、これから取り組んでいく上で評価しやすいという意味も含めて、盛り込んでもらえればというご意見として伺いすれば良いと思いますが、事務局それでよろしいですか。

(事務局)

「自律」もどこかに入れることも考えていきたいと思います。

また、「満ちた」が受け身なのか能動的なのかですが、どちらも大事だと思います。受け身よりも能動的に動くほうが理想だと思います。再度、検討して明確にしたいと思います。

(委員長)

その他、基本理念や骨子案についての提案やご意見はありますか。

(委員)

資料2の基本方針5で、不登校児童生徒と外国人児童生徒の支援が課題としてあげられています。最近、児童生徒の中で性的マイノリティの子どもが見られるようになってきました。新しい東条学園では、制服を選べる配慮がしてあります。性的マイノリティの子どもが、最新の調査では10%程度いるのではないかと言われています。これは課題になってくると思いますので、付け加えてどこかに入れれば良いのではないかとこの意見です。

(委員長)

では、その他にご意見ございませんか。

(委員)

基本的なことで申し訳ないですが、振興計画は加東市として出すものですよ。加東市教育委員会が出すものではないですよ。

(事務局)

加東市として基本計画を策定していきます。

(委員)

この計画を手にとられた方は、加東市の総意として考えられた計画だと捉えると思います。先ほどから話に出ていましたが、教育委員会部局の担当であるとかという考え方は市民にはないと思います。「人権文化に満ちた生涯学習社会」の創造が第3期の重点テーマですから、全体にこのテーマが基底として流れておく必要があると思います。やはり生涯学習の立場からの人権は表記しておくべきだと思います。

それから、資料5に「豊かな心の育成」とあります。施策の中で、「人や社会とかがかわる機会の充実」とありますが、子ども達の原体験の不足が言われていますので、社会だけでなく、自然と関わる機会の充実も含めても良いかと思います。

資料5の「多様な学習機会の充実」に「ライフステージに応じた学びの充実」とあります。特色のある生涯学習ではどんなことが行われているのか、インターネットで色々見たのですが、これと言って良い取組をされているところはなく、非常に難しいのだなと思いました。「かとう学」という話も出ましたが、実のあるものに一歩ずつでも繋げていけたらうれしいという思いです。

(委員長)

振興計画ですので、加東市全体を網羅したこれが加東市の教育の基本になるという観点の計画にしてほしい、そう捉えるべきだということと、「豊かな心」については自然との関わりも含めてはどうか、生涯学習のライフステージに応じた学びの充実は難しいが、深めて一段階上れるような工夫をしてほしい、というご意見だと思います。

その他にありますか。

(委員)

社会教育の中に人権教育も含まれると思います。基本方針Ⅲの「人生100年時代の到来を見ずえた生涯学習の推進」の中に入れておかなければ、統一性がないような気がします。

(委員長)

人権文化は重要なテーマですので、入れていただきたいと思います。

(委員)

「生きる力」と「確かな学力」の関連です。今、他の市町村でもコロナ禍の影響で夏休み明けに生徒の学力の差が大きく出ていることが、大々的に報道されています。当市において夏休みも明けて始業式が始まりましたが、小中学校で学力差を把握する調査は計画されていますか。

それから、今後に向けて、①に「効果的な授業形態の展開」とありますので、そのよう

なことを解消するためにどのような授業形態を検討中であるか、情報共有としてお聞かせください。

(委員長)

具体的な取組のことはまた次回にあると思いますが、話せる範囲でお願いします。

(事務局)

現状の学力差については、日々の授業の中で取組みをしております。県からの調査等も学校を抽出して行われますので、個々の把握を重点に取り組んでいく必要があると思っています。具体的取組については、今現在やっていることも含めて、今後、更に検討を進めたいと思います。

(委員長)

よろしいですか。他にありますか。

(委員)

資料4の基本方針Ⅱ「学びを支える教育環境の整備」の文言についてです。基本的方向の(3)にも「教育環境の整備・充実」と同じ「教育環境の整備」の文言があります。カテゴリが違うので概念としては方針のほうが大きいはずですが、全く同じ文言で同じように使われているのは、少しややこしいと思います。

基本方向(3)の施策①②は物的環境で、③は物的とは少し違い、援助です。人的な環境は、基本方向(1)(2)で学校の組織力や家庭・地域の力としてあると思います。基本方針の「教育環境の整備」は人的・物的全てを含めた大きな概念なので、それと区別して基本的方向(3)は、例えば「教育施設及び教育支援体制の整備・充実」として区別したほうがはっきりするのではないかと思います。

同じことで、「教育環境の整備」を基本方針で大きく捉えると、基本的方向の(1)は学校教育、(2)は家庭教育、(3)も学校教育的で、社会教育がありません。社会教育だけ抜けるのは少しおかしいと思います。基本方針Ⅲの(5)が「社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営」で、これは物的環境です。上に環境整備を立てているなら、これを基本方向Ⅱの基本的方向(3)に持っていくのも一案という考えがあります。

そうしていくと、基本方針Ⅲの生涯学習の推進に社会教育が抜けます。これまでの議論を踏まえて、ここに人権教育を入れて埋めるのも一案だと思いました。そういう形で全体的な方針と方向と概念整理を行い、全体的に整合性が取れるようにしたほうがわかりやすいのではないかと、という意見です。

(委員長)

整理の仕方についてのご意見でした。基本方針のⅡとⅢの整理を行い、また提案いただければ良いと思います。

他にご意見はよろしいですか。

—意見なし—

(委員長)

教育全体の捉え方、教育振興計画の位置づけみたいなものから施策に至るまで、改善点やご意見をたくさんいただきました。また検討をして、次回に提案できればと思います。

次回の策定委員会で本日いただいたご意見等を踏まえながら、もう少し計画素案について検討できればと思います。それまでにご意見や感想等があれば、記入用紙が配布されていますので9月2日までに事務局に提出願えれば、次回の提案の参考にさせていただきたいと思います。

その他、全体をとおしてご意見はありますか。

－意見なし－

(委員長)

それでは、議事は終了しましたので事務局に進行をお返しします。

5. その他

(事務局)

第3期基本計画についてご意見がございましたら、お手元の用紙により持参またはFAX、メール等で事務局へご提出いただければと思います。メールの場合は、本日配布している様式にはこだわりませんので、よろしく願いいたします。

閉会にあたり、柳副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

(副委員長)

○閉会あいさつ

6. 閉会